

## 平成28年熊本地震にかかる災害復旧資金の概要（医療貸付事業）

平成28年熊本地震にかかる被災地の復興を支援するため、災害復旧資金として、下記のとおり特例措置の取扱いを行うことといたしました。

### 1. 対象範囲

平成28年熊本地震により被災された災害救助法適用地域にある医療関係施設等の開設者であって、その旨が確認できる被害に関する証明書等（市町村長その他相当の機関が発行したもの）の提出が可能な方がご利用いただけます。

ただし、上記証明書等の提出が困難な場合であっても、融資の対象となる場合がありますので、別途ご相談ください。

### 2. 融 資 率

貸付金の種類	災害復旧資金	通 常
建築資金 機械購入資金 指定訪問看護事業に係る設置・整備資金 長期運転資金	100%	60～80%

- ・ 「建築資金」、「機械購入資金」及び「指定訪問看護事業に係る設置・整備資金」については、1,000万円まで、「長期運転資金」については、2,000万円まで無担保でのご融資が可能です。（病院の機械購入資金については、無担保でのご融資はございません。また、長期運転資金については、無担保上限額が施設によって異なります。）
- ・ 貸付限度額は、貸付対象施設等によって異なります。

### 3. 貸付利率

貸付金の種類	災害復旧資金
建築資金 指定訪問看護事業に係る設置・整備資金	《当初3年間》 7.2億円までは無利子、 7.2億円超の部分は基準金利▲0.9% 《4年目以降》 基準金利同率
機械購入資金	《当初3年間》 7.2億円までは無利子、 7.2億円超の部分は基準金利▲0.1% 《4年目以降》 基準金利同率
長期運転資金	《当初3年間》 7.2億円までは無利子、 7.2億円超の部分は基準金利▲0.1% 《4年目以降》 基準金利同率

- ・ 貸付利率は、契約締結時の利率が適用されます。
- ・ 貸付利率は、償還期間等によって異なります。
- ・ 保証人不要制度を利用する場合は、貸付利率に0.15%が上乗せされます（無利子貸付の期間中は、0.15%となります）。
- ・ 貸付利率は、金利情勢に合わせて見直しますので、お問い合わせください。

#### 4. 償還期間（据置期間）

##### ○建築資金

	災害復旧資金 (二重債務となる方)	災害復旧資金	通 常
償還期間	最長 39 年	最長 30 年	最長 30 年
据置期間	最長 3 年	最長 3 年	最長 3 年

##### ○機械購入資金

	災害復旧資金 (二重債務となる方)	災害復旧資金	通 常
償還期間	最長 15 年	最長 8 年	最長 5 年
据置期間	最長 3 年	最長 2 年 6 か月	最長 6 か月

##### ○高額医療機器のうち先進医療機器に係る機械購入資金（病院のみ）

	災害復旧資金 (二重債務となる方)	災害復旧資金	通 常
償還期間	最長 15 年	最長 13 年	最長 10 年
据置期間	最長 3 年	最長 2 年 6 か月	最長 6 か月

- ・ 償還期間（据置期間）は、貸付対象施設等によって異なりますので、詳細はお問い合わせください。

##### ※二重債務となる方とは…

平成 28 年熊本地震の被災以前から、施設及び事業を運営するための債務（民間の金融機関からの借入金を含む）を有し、平成 28 年熊本地震により施設等が全壊・半壊するなどの被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構からの融資を希望している方です。

##### ○長期運転資金

	災害復旧資金	通 常
償還期間	最長 15 年	最長 3 年
据置期間	最長 3 年	最長 6 か月

- ・ 償還期間が 10 年以内の場合は、据置期間は 2 年 6 か月以内となります。

貸付条件等の詳細については、下記までお問い合わせ下さい。

(問い合わせ先)

独立行政法人福祉医療機構 大阪支店 医療審査課

T E L 06-6252-0219 (平日9:00~17:00)

F A X 06-6252-0240

E-Mail [wam\\_oosaka01@wam.go.jp](mailto:wam_oosaka01@wam.go.jp)